

国語施策と「標準」

2025(令和7)年12月12日(金)

文字情報技術促進協議会 15周年記念シンポジウム

武田康宏(文化庁国語課)

日本語の表記

漢字仮名交じり文を基本

- 漢字の使用範囲・字体・音訓
- 仮名遣い
- 送り仮名の付け方
- 片仮名語の書き表し方 等

⇒ 目安・よりどころ(緩やかな「標準」)を政策的に定め実施

〓

国語施策

≡

初等中等教育

(国語施策の核の部分进行学习)

国語施策 …「国語の改善及びその普及」

文部科学省設置法

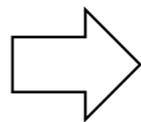
第4条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

83 国語の改善及びその普及に関すること。

文化審議会令

第5条 国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議

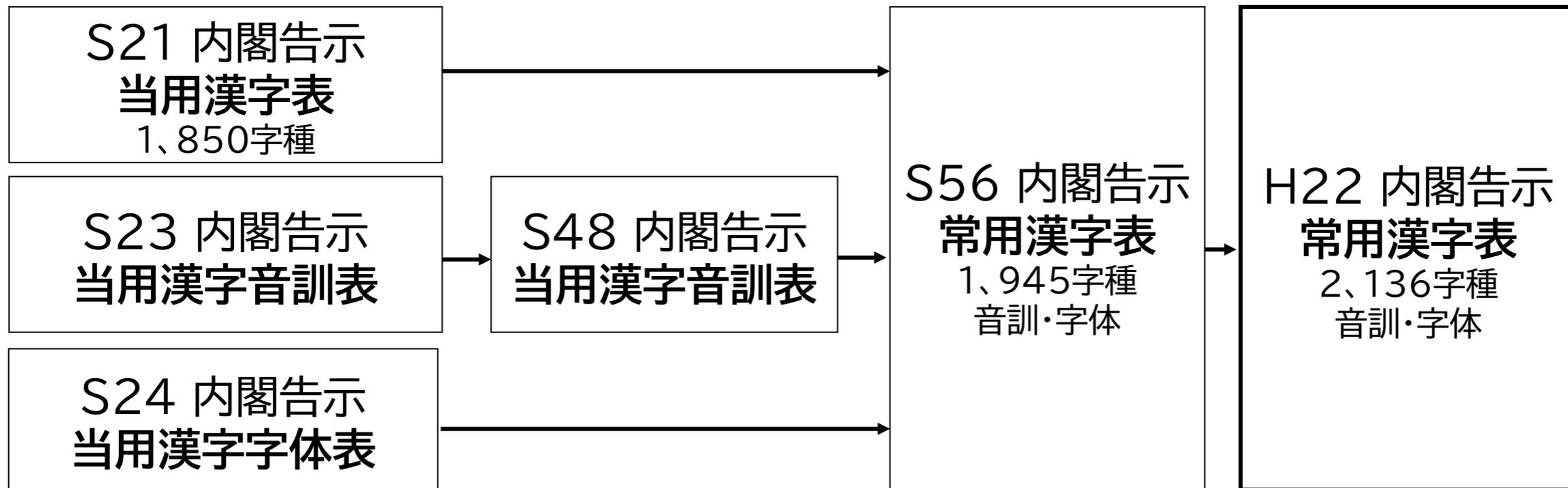
大臣諮問
課題等



文化審議会国語分科会で検討
(国語審議会の後継組織)

(事務局 文化庁国語課)

漢字に関する戦後の主な施策



S23 内閣告示当用漢字別表
(教育漢字)

*常用漢字表の実施の際に廃止、教育上の適切な措置に委託。学習指導要領(学年別漢字配当表)に位置付け

S26 内閣告示人名用漢字別表

*常用漢字表の実施の際に廃止。法務省に移管され戸籍法施行規則として実施

H12 国語審議会答申
表外漢字字体表
H26 文化審議会国語分科会報告
「異字同訓」の漢字の使い分け例
H28 文化審議会国語分科会報告
常用漢字表の字体・字形に関する指針

現行のものを太線枠で示した

明治から昭和20年代の漢字施策

- 漢字使用の範囲
- 漢字における字体の整理

学制百年史(昭和56年 文部省)

「明治維新を一つの新たな刺激として一転機を画したわが国の近代化現象の一翼に、欧米文物の吸収による近代市民社会的な進歩改良主義と国民意識の統一、国民文化の高揚による国力伸張主義が登場してきたのである。これが外に向かつては、わが国が諸外国と伍して対等に交際していく上において、日本語は外国語に比べて見劣りするのではないかという反省があり、国語についての近代社会的・文化的意義を改めてせんさくする必要が生まれたのである。また、内に向かつては、**国民的教養の大衆化のための国語の統一と学習の平易化を図る必要から、国語・国字改良**の機運が生まれてきたのである。(中略)政府としても国語政策に介入しないではいられなくなり、その最初が明治三十三年の国語調査委員の委嘱であった。」

漢字使用の範囲

- 明治 5年 「新撰字書」 3,176字 (関東大震災で焼失)
- 明治33年 「小学校令施行規則」第3号表 1,200字
(教授用漢字。第1号表では「仮名」を示し、従来の変体仮名を廃止)
- 大正12年 「常用漢字表」 1,962字 [臨時国語調査会]
- 昭和 6年 「常用漢字表 修正案」 1,858字 [臨時国語調査会]
- 昭和14年 「標準漢字表」計2,528字 [国語審議会(官制)]
(常用漢字 1,134字、準常用漢字 1,320字、特別漢字 74字)
- 昭和17年 「標準漢字表」(修正) 2,669字 [国語審議会(官制)]
- 昭和21年5月 「常用漢字表案」 1,295字 [国語審議会(官制)・否決]

昭和21年11月 「当用漢字表」 1,850字 【内閣告示・訓令】 [国語審議会(官制)]

(昭和56年 「常用漢字表」 1,945字 【内閣告示・訓令】 [国語審議会]
平成22年 「常用漢字表」 2,136字 【内閣告示・訓令】 [文化審議会])

大正12年「常用漢字表」(臨時国語調査会)

臨時国語調査会が、漢字制限を進める方針のもと、常用漢字1,962字及び簡易字体154字を選定し、文部大臣に報告。教育と国民生活における漢字の負担を軽減しようとしたもの。

尋常小学校の各種教科書のなかに現れているもの、各種新聞社、築地活版所・秀英舎等の印刷所において最も普通に用いているもの、研究者の成果等を材料として研究を進め、これだけで国民生活上大体さしつかえないものと認めて決定した、とされる。

「なお、常用漢字の円満な実行を期するには、当て字や漢語の整理を行うことも必要であるが、さらに一層急要なことは字音仮名遣いと国語仮名遣いを整理することである。つまり常用漢字を実行すると、これまで漢字で書いていたもので、今後仮名書きにする場合が沢山あるが、そのとき第一に突き当たる問題は仮名遣いであるから、これを発音的に整理することが最も緊要なことである。」
(臨時国語調査会幹事 保科孝一 大正12.5.12「官報」附録雑報)

現代語の音韻	現代仮名遣いで用いる仮名	歴史的仮名遣いで用いる仮名	例
オー	おう	おう あう あふ わう はう	負うて 応答 欧米 桜花 奥義 中央 扇 押収 凹凸 弱う 王子 往来 卵黄 買はう 舞はう 怖うございます
コー	こう	こう こふ かう かふ くわう	功績 拘束 公平 気候 振興 劫(こふ) 咲かう 赤う かうして 講義 健康 甲乙 太閤(たいかふ) 光線 広大 恐慌 破天荒

昭和21年11月「当用漢字表」(内閣告示・訓令)

「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものの」として1,850字を康熙字典の部首別の順に配列。

「今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行なわれることをめやすとして選んだもの」とし、「使用上の注意事項」には「この表の漢字で書きあらわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする」とある。後に子の名に用いることのできる漢字の範囲ともなった。

※ 当用漢字表と同日に「現代かなづかい」も内閣告示・訓令として実施

昭和23年「当用漢字音訓表」(内閣告示・訓令)

漢字を制限するという観点から、「当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものの」。多音多訓の字が増えるのを抑制するという方針のもと、当初は「一字につき一音一訓主義とする」ことも検討された。結果として、総音数2,006、総訓数1,116とされた。

その際「魚」を「さかな」、「超」を「こえる」とするような訓、あるいは「今日」を「きょう」とするような熟字訓が認められないといったことに批判があった。

漢字における字体の整理

- 大正8年 「漢字整理案」 [文部省普通学務局国語調査室]
大正14年 「字体整理案」 [臨時国語調査会]
(教授用漢字。第1号表では「仮名」を示し、従来の変体仮名を廃止)
昭和10年 「文部省活字」
昭和13年 「漢字字体整理案」 [国語審議会(官制)]
昭和22年 「活字字体整理案」 [活字字体整理に関する協議会(文部省内)]
- 昭和24年 「当用漢字字体表」【内閣告示・訓令】 [国語審議会(官制)]**

- 昭和56年 「常用漢字表」 【内閣告示・訓令】 [国語審議会]
平成12年 「表外漢字字体表」 [国語審議会答申]
(印刷標準字体1,022字 簡易慣用字体22字)
平成22年 「常用漢字表」 【内閣告示・訓令】 [文化審議会]
平成28年 「常用漢字表の字体・字形に関する指針」 [同国語分科会報告]

大正8年「漢字整理案」(臨時国語調査会)

明治45年頃から始まった文部省における字体の整理がしばらくの中断を経て、ようやく成案を得たもの。尋常小学校の各種教科書に用いられる漢字2,600余字について整理。勞、区、国、学、困などを「許容体」として位置付け。簡便な字体に整理するとともに、とめ、はね、はらいなどの細部については、手書きの楷書の慣用に従っている。

* 前書き

「今字形ニ就キテ之ヲ見ルニ、従来一般ノ標準タル康熙字典ニ於テモ、マヽ統一ヲ欠キ或ハ煩冗ニ失スルモノアリ。此ノ如キハ国民教育上漢字教授ノ徹底ヲ期スルコト困難ナルノミナラズ、實際上ノ不便亦少シトセズ。故ニ現今ノ漢字ニ就キテ其ノ統一ヲ図リ整理ヲ行フハ今日ノ急務ナルヲ認メ、先ヅ字形ノ整理ニ着手シ、漸次字音字義及ビ用法等ニ及バントス。」

*「凡例」

「火 木 又 ノ如ク右方ニ斜線ヲ有スルモノガニツ相並ブトキ、若クハ三ツ以上相重ナルトキハ、最後ノモノノ斜線ノミヲ伸バスコト」

「構内ニアル右方ノ斜線ハ之ヲ押フルコト」

*整理の例

無 木 森 牧 天 秋 因

無 木 森 牧 天 秋 因

(上段：整理案、下段：康熙字典)

昭和24年「当用漢字字体表」(内閣告示第1号)

「当用漢字表」(昭和21年内閣告示第32号)の各字種について、その字体を示したものの。漢字の読み書きを平易にし正確にすることを目安として選定。「印刷字体と筆写字体」の一致を趣旨としつつも、一義的には印刷文字を対象とした。印刷文字におけるいわゆる「筆押さえ」「うろこ」「やね」などは原則的に省略していたものの、字形のレベルで楷書の慣用を生かすことはなかった。「とめ」「はね」「はらい」などに関しては、康熙字典体のまま採用された字種をはじめ、おおむね印刷文字の習慣と制約を反映。

*「使用上の注意事項」

この表の字体は、これを筆写(かい書)の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。

康熙字典

無 木 森 牧 天 秋 因

漢字整理案
(大正8)

無 木 森 牧 天 秋 因

文部省活字
(昭和10)

無 木 森 牧 天 秋 因

当用漢字
字体表
(昭和24)

無 木 森 牧 天 秋 因

広場の言葉としての国語施策

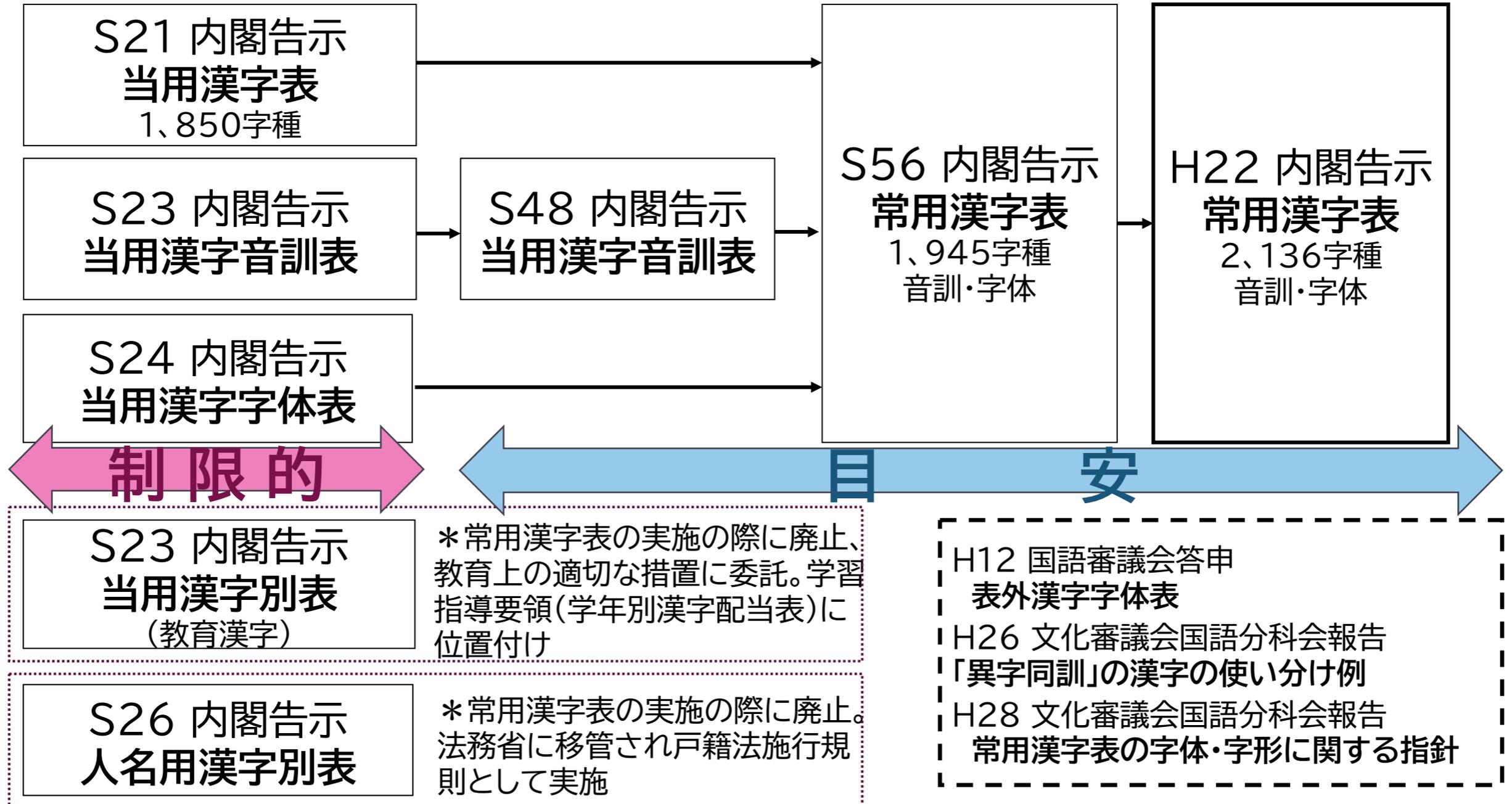
- 「目安・よりどころ」という「標準」
- これからの課題

常用漢字表(平成22内閣告示第2号)

前書き

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである

漢字に関する戦後の主な施策(再掲)



現行のものを太線枠で示した

	当用漢字表 及び音訓表 (昭和21/23)	当用漢字改定 音訓表 (昭和48)	常用漢字表 (昭和56)	常用漢字表 (平成22)
字種	1850	1850	1945	2136
音訓計	3122	(+357)	4087	4388
音	2006	(+86)	2187	2352
訓	1116	(+271)	1900	2036
熟字訓 等		106	110	116

常用漢字表(平成22年)における追加字種の例

あいさつ

いしゆく

ごい

うっとうしい

がいぜんせい

あご

めいよきそん

しんきんこうそく

しゅうちしん

ちみつ

じょうるり

挨拶

萎縮

語彙

鬱陶しい

蓋然性

顎

名誉毀損

心筋梗塞

羞恥心

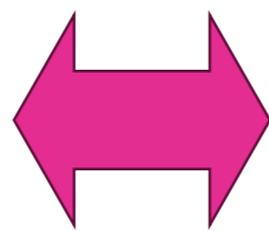
緻密

浄瑠璃

表外漢字字体表(平成12年国語審議会答申)

- ワープロ等の急速な普及によって、表外漢字が簡単に打ち出せるようになり、常用漢字表制定時の予想をはるかに超えて、表外漢字の使用が日常化。
- 昭和58(1983)年のJIS規格の改正による字体の変更(例:鷗(←鷗), 禱(←禱), 洩(←瀆))により一般の書籍類で用いられている字体とワープロ等で用いられている字体との間に字体上の不整合が生じた。
- ① 一般の書籍類や教科書などで用いられている「鷗」や「瀆」がワープロ等から打ち出せないこと, ② 仮に「鷗」と「鷗」の両字体を打ち出すことができたとしても、どちらの字体を標準と考えるべきかの「字体のよりどころ」がないこと, の2点を課題として検討。表外漢字について、印刷標準字体1,022字、簡易慣用字体 22字 を策定。
- JIS X 0213の改正、常用漢字表改定時における印刷標準字体及び簡易慣用字体の採用等につながる。

麵
頰
填
禱
俠



麥
頰
填
禱
俠

	表外漢字 字体表 (2001)	常用漢字表 (2010)	凸版調査 (1) 1997 (H9)	凸版調査 (2) 2000 (H12)	凸版調査 (3) 2007 (H19)	凸版調査 (4) 2022 (R4)
麵	簡易慣用字体	通用字体	9	42	8	991
麵	印刷標準字体	-	245	149	626	1184
頰	印刷標準字体	通用字体	1355	3547	6685	4303
頰	-	-	0	48	8	991
填	印刷標準字体	通用字体	158	689	594	455
填	-	-	0	11	30	232
禱	印刷標準字体	-	465	647	532	362
禱	簡易慣用字体	-	38	95	19	100
俠	印刷標準字体	-	186	159	515	146
俠	-	-	0	0	10	127

常用漢字表の字体・字形に関する指針

(平成28年文化審議会国語分科会報告)

- 手書き文字と印刷文字(情報機器含む)との違いが理解されにくくなっている。

令

令

→ 手書き文字と印刷文字の表し方には、習慣の違いがあり、一方だけが正しいのではない。

- 文字の細部に必要以上の注意が向けられ、本来であれば問題にならない違いによって、漢字の正誤が決められる傾向が生じている。

木 木

右 右

→ 漢字の細部の形(=字形)に違いがあっても、その漢字が有すべき骨組み(=字体)が認められれば、誤っているとはみなされない。手書き文字は、多様な形で表される。

学習指導要領

右下火原因才

教科書の例

右 右
下 下
火 火
原 原
因 因
才 才

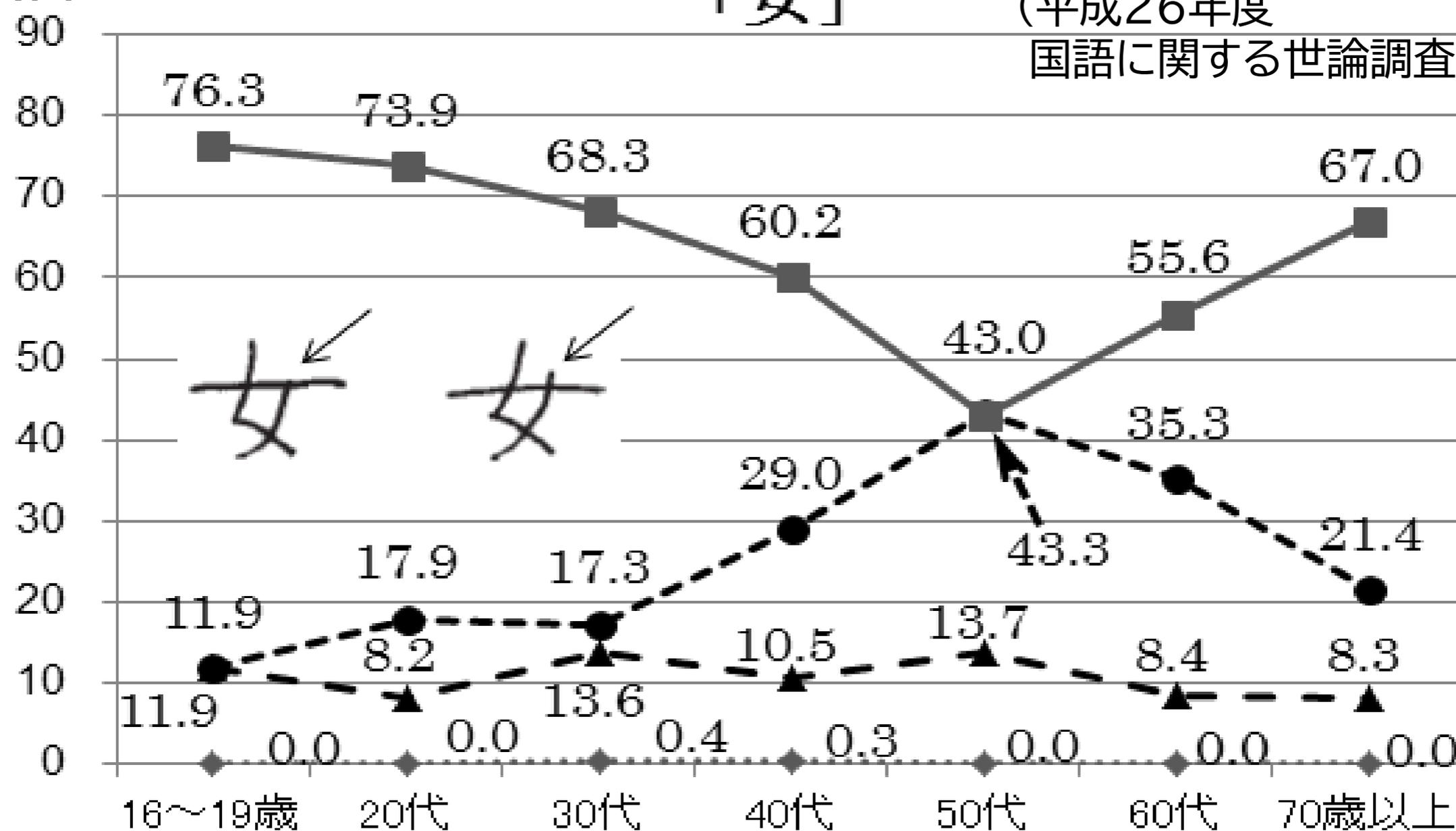
小さな字形の違いによって誤りとされる場合がある手書き文字の例

右 右
下 下
火 火
原 原
因 因
才 才

(%)

「女」

(平成26年度
国語に関する世論調査)



-●- 左だけが適切な書き方である

-■- 右だけが適切な書き方である

-▲- どちらも適切な書き方である

...◆... どちらも適切な書き方とは言えない

学習指導要領

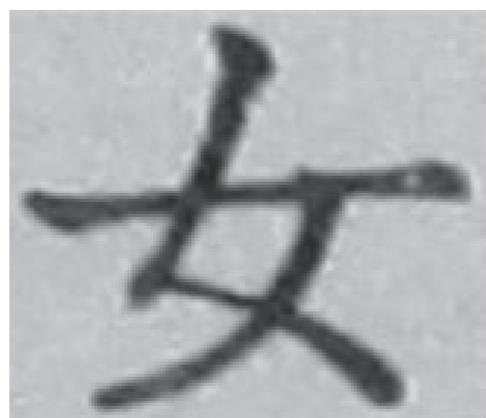
女

※ 教科書においても「女」に限らず、時代によって、また、会社ごとに、異なる字形が見られる場合がある。

過去の教科書



昭和29 A社



昭和32 B社

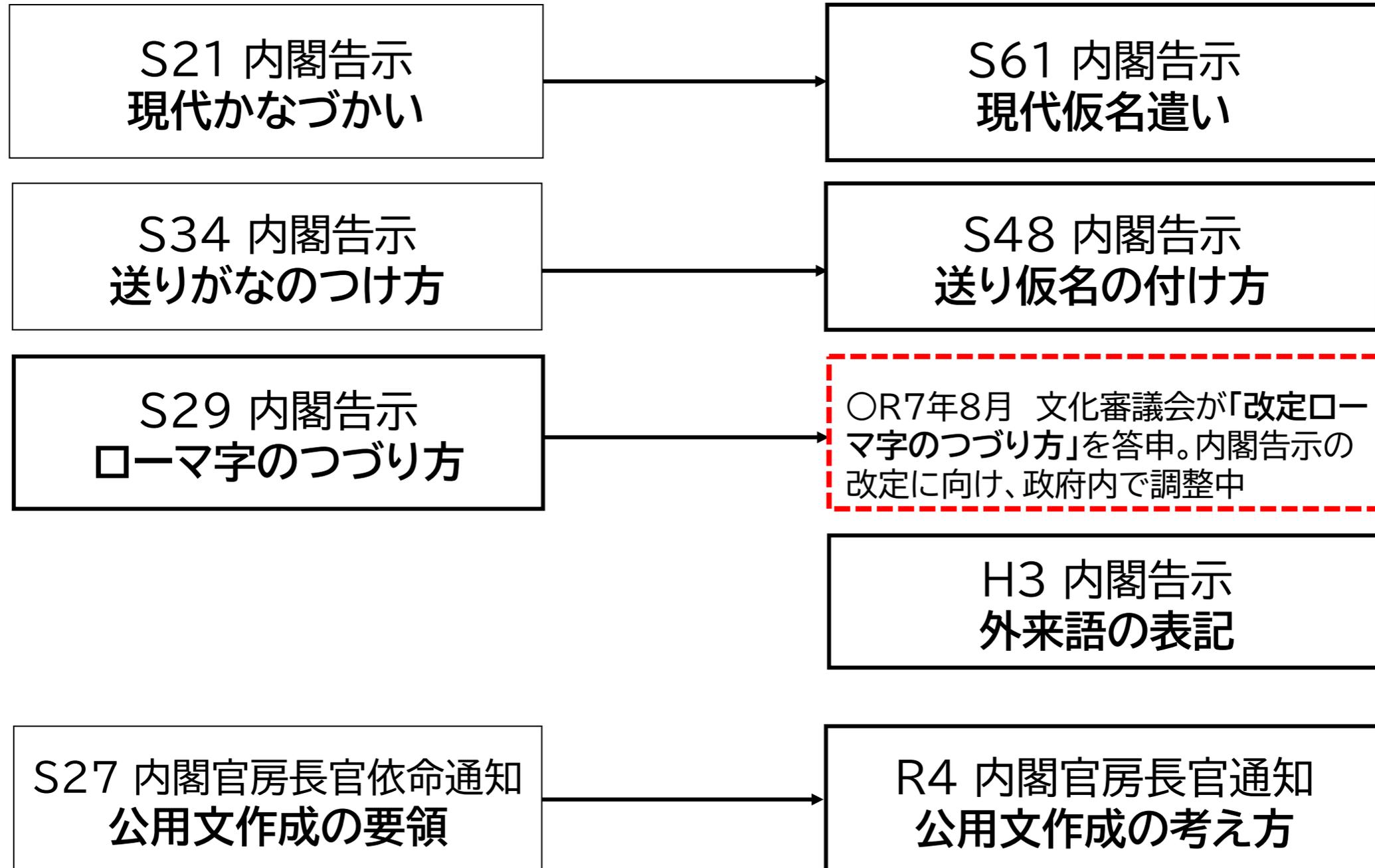


昭和35 C社



昭和35 D社

漢字以外の主な国語施策



公用文作成の考え方(R4 内閣官房長官通知) 公用文の分類例

大 別	具体例	想定される読み手	手段・媒体の例
法 令	法律、政令、省令、規則	専門的な知識がある人	官報
告示・通知等	告示・訓令 通達・通知 公告・公示	専門的な知識がある人	官報 府省庁が発する文書
記録・公開資料等	議事録・会見録 統計資料 報道発表資料 白書	ある程度の専門的な知識がある人	専門的な刊行物 府省庁による冊子 府省庁ウェブサイト
解説・広報等	法令・政策等の解説 広報 案内 Q&A 質問等への回答	専門的な知識を特に持たない人	広報誌 パンフレット 府省庁ウェブサイト 同SNSアカウント

※「想定される読み手」は、各文書を実際に読み活用する機会が多いと考えられる人を指す。

改定ローマ字のつづり方（令和7年8月20日 文化審議会答申）

本 表

Ⅱ 改定ローマ字のつづり方

前 書 き

- この「改定ローマ字のつづり方」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。
- このつづり方は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない。
- このつづり方は、外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない。
- このつづり方は、「本表」と「添え書き」から成る。「本表」には国語をローマ字で書き表す際に用いるつづり方を掲げた。また、「添え書き」には「本表」を使用する上で必要となる個別の事項を示した。
- ローマ字のつづり方は、幾つかの方法で行われてきたものであり、「本表」に示すもの以外のつづり方にも意義や用途がある。参考のため、「(付) 対照表」において、「本表」のつづり方とそれ以外のつづり方との対照を示した。

ア a	イ i	ウ u	エ e	オ o				
カ ka	キ ki	ク ku	ケ ke	コ ko	キャ kya	キュ kyu	キョ kyo	
サ sa	シ shi	ス su	セ se	ソ so	シャ sha	シュ shu	ショ sho	
タ ta	チ chi	ツ tsu	テ te	ト to	チャ cha	チュ chu	チョ cho	
ナ na	ニ ni	ヌ nu	ネ ne	ノ no	ニャ nya	ニュ nyu	ニョ nyo	
ハ ha	ヒ hi	フ fu	ヘ he	ホ ho	ヒャ hya	ヒュ hyu	ヒョ hyo	
マ ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	ミャ mya	ミュ myu	ミョ myo	
ヤ ya		ユ yu		ヨ yo				
ラ ra	リ ri	ル ru	レ re	ロ ro	リャ rya	リュ ryu	リョ ryo	
ワ wa				〔ワ〕 o				
ガ ga	ギ gi	グ gu	ゲ ge	ゴ go	ギャ gya	ギュ gyu	ギョ gyo	
ザ za	ジ ji	ズ zu	ゼ ze	ゾ zo	ジャ ja	ジュ ju	ジョ jo	
ダ da	〔チ〕 ji	〔ツ〕 zu	デ de	ド do	〔チャ〕 ja	〔チュ〕 ju	〔チョ〕 jo	
バ ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ビャ bya	ビュ byu	ビョ byo	
パ pa	ピ pi	プ pu	ペ pe	ポ po	ピャ pya	ピュ pyu	ピョ pyo	
				ン n				

※〔 〕を付したつづりは、現代において、別の仮名に対応する音と同じ発音をするものとして扱われるため、このつづり方においては使い分けをしない。

サ	シ	ス	セ	ソ
sa	shi	su	se	so

タ	チ	ツ	テ	ト
ta	chi	tsu	te	to

ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
na	ni	nu	ne	no

ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
ha	hi	fu	he	ho

シャ	シュ	ショ
sha	shu	sho

チャ	チュ	チョ
cha	chu	cho

ニャ	ニユ	ニョ
nya	nyu	nyo

ヒャ	ヒユ	ヒョ
hya	hyu	hyo

ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
za	ji	zu	ze	zo

ダ	(ヂ)	(ヅ)	デ	ド
da	(ji)	(zu)	de	do

ジャ	ジュ	ジョ
ja	ju	jo

(チャ)	(チュ)	(チョ)
(ja)	(ju)	(jo)

添 え 書 き (本表を使用する上での個別の事項)

本表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 撥音 (はねる音) 「ン」は、例に示すように n と書く。

〔例〕 あんまん anman 乾杯 kanpai 銀座 Ginza 新聞 shinbun

- 2 促音 (つまる音) 「ッ」は、例に示すように子音字を重ねて表す。子音字が2文字の場合は最初の字 (sh の s、ch の c 等) を重ねる。

〔例〕 雑誌 zasshi 鉄板 teppan 日直 nicchoku 薬局 yakkyoku

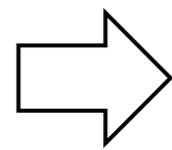
- 3 長音で発音される語は、例の(1)に示すように、母音字の上に符号 (「[~]」) を付けて表す (必要な場合には「[^]」を用いても差し支えない。) ほか、(2)に示すように、母音字を並べてもよい。母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

なお、(1)において〈 〉に入れて示したようなもの(イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を添えて書くもの)については、(2)に掲げたつづりを用いるのが一般的である。

〔例〕

	長音で発音される語の例	(1)符号を付けて表す場合	(2)母音字を並べて書く場合
ア列	母(かあ)さん まあ	kāsan mā	kaasan maa
イ列	かわいい しいたけ 兄(にい)さん	〈kawai〉 〈shītake〉 〈nīsan〉	kawaii shiitake niisan
ウ列	十五夜(じゅうごや) 風流(ふうりゅう)	jūgoya fūryū	juugoya fuuryuu
エ列	ええ 姉(ねえ)さん やじろべえ 庭園(ていえん) 時計台(とけいだい) 平成(へいせい)	ē nēsan yajirobē 〈tēen〉 〈tokēdai〉 〈Hēsē〉	ee neesan yajirobee teien tokeidai Heisei
オ列	おおかみ ほおずき 東北(とうほく) 房総(ぼうそう) 大道具(おおどうぐ) 凍り豆腐(こおりどうふ)	ōkami hōzuki Tōhoku Bōsō ōdōgu kōridōfu	ookami hoozuki Touhoku Bousou oodougu kooridoufu

才列	おおかみ	ōkami	ookami
	ほおずき	hōzuki	hoozuki
	東北(とうほく)	Tōhoku	Touhoku
	房総(ぼうそう)	Bōsō	Bousou
	大道具(おおどうぐ)	ōdōgu	oodougu
	凍り豆腐(こおりとうふ)	kōridōfu	kooridoufu



内閣告示「ローマ字のつづり方」
として実施(令和7年12月22日)